

仕様書（案）

1 件名

おおた健康プラン策定支援業務委託

2 委託概要

(1) 目的

「おおた健康プラン（第三次）」（計画期間：平成 31 年度～令和 7 年度）は、「区民一人ひとりが生涯を通して、健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるまちをつくります」を理念として掲げ、理念の実現に向けた目標を設定し、様々な観点から健康づくり施策を展開してきた。また、第三次プランの評価及び第四次プラン策定に向けた基礎資料とするため、令和 6 年度おおた健康プラン（第三次）実態調査を実施した。

次期第四次プランは、令和 6 年度おおた健康プラン（第三次）実態調査結果を分析したうえで、現行第三次プランの理念を継承しつつ、社会環境の変化や法制度の改正、国や都の動向等を踏まえ策定する。この策定にあたり、助言、専門的・技術的な支援を受けることを目的とする。

また、次期第四次プランには現行第三次プラン同様に次の三つの計画を内包するものとする。

- ①自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に規定する市町村自殺対策計画
- ②食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）に規定する市町村食育推進計画
- ③「母子保健計画について」（平成 26 年 6 月 17 日雇児発 0617 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で示された市町村母子保健計画

(2) 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(3) 履行場所

大田区指定場所（健康医療政策課ほか）

3 委託内容

(1) 第四次プラン策定支援

- ア 計画策定に係る助言及び支援すること。
- イ 以下の調査結果を分析し、計画内容を提案すること。
 - (ア) 令和 6 年度おおた健康プラン(第三次)実態調査
 - (イ) 令和 5 年度大田区キラリ☆健康調査 2023—人生 100 年時代に向けて—
 - (ウ) 令和 5 年度大田区在宅医療に関するアンケート調査
- ウ 関係法令、国及び他自治体の施策・事業、専門的研究等に関する情報を提供すること。
- エ 計画の基本的な考え方、校正、推進すべき施策等の作成を支援すること。

オ 計画書の作成に係る編集・校正等を行うこと。

カ 図表、グラフ、イラスト等を作成し、計画書のレイアウトデザインを行うこと。

(2) おおた健康プラン推進会議等

ア 構成員は、学識経験者、区民公募委員、健康づくりグループ代表、健康政策部管理職 10 名程度、事務局 5 名程度。

イ 会議は、2 時間、3 回を予定。

ウ 会議用資料を作成し、会議に出席すること。

エ 委員からのプランに関する意見等を取りまとめ、意見に対する対応策の検討を支援すること。

(3) 内部検討会等

ア 構成員は、健康政策部職員 10 名程度、事務局 3 名程度。

イ 会議は、1 時間、12 回を予定。

ウ 会議用資料を作成し、会議に出席すること。

エ 部会員からのプランに関する意見等を取りまとめ、意見に対する対応策の検討を支援すること。

(4) パブリックコメント及び区民説明会実施支援

ア パブリックコメントの資料作成、結果の集計・分析等を行うこと。

イ 区民説明会（2 回開催予定）の資料を作成し、説明会に出席すること。また、議事録としてまとめ、説明会終了後 10 日以内に区に提出すること。

ウ パブリックコメント及び区民説明会での意見に対する対応策の検討を支援すること。

4 スケジュール

No	時期	内容
1	令和 7 年 4 月～10 月	内部検討会
2	令和 7 年 7 月、10 月、令和 8 年 2 月	おおた健康プラン推進会議
3	令和 7 年 11 月	原案完成
4	令和 7 年 12 月	パブリックコメント・区民説明会
5	令和 8 年 1 月	最終案完成
6	令和 8 年 2 月	最終案微修正
7	令和 8 年 3 月	印刷製本

5 おおた健康プラン（第四次）本編及び概要版の印刷製本、納品

(1) 成果物

ア 本編（音声コード付き）

(ア) 数量：600 部（A 4 版、300 ページ程度）、電子 1 部

- (イ) 校 正：3回
- (ウ) 紙 質：コート紙
- (エ) 刷 色：4色フルカラー印刷
- (オ) その他：別途、区と協議

イ 概要版(音声コード付き)

- (ア) 数 量：600部（A4版、50ページ程度）、電子1部
- (イ) 校 正：3回
- (ウ) 紙 質：コート紙
- (エ) 刷 色：4色フルカラー印刷
- (オ) その他：別途、区と協議

(2) 納品日

令和8年3月20日（金）

(3) 納品場所

大田区役所健康医療政策課

6 納入物件の帰属

受託者は、本業務に係る成果について、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の権利（著作権法第21条から28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に、区に無償で譲渡するものとする。

7 支払

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

8 個人情報の取扱い

個人情報の保護については、「個人情報の保護に関する法律」「大田区個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を遵守すること。

9 その他

- (1) 調査実施に伴い、受託者が区の有する資料・情報を必要とするときは、事前に区に申し出ること。区はその必要性を認めたとき、これを受託者に提供する。
- (2) 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (3) 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。

- (4) 契約期間中に国等から示される指針等があった場合及び国等から示されている指針等に変更があった場合は、当該指針等に基づき調査の内容等を修正・変更する場合があります。
- (5) 本業務の遂行に当たり、事故が生じたときは、遅滞なくその状況を書面で報告すること。
- (6) 個人情報や機密情報の管理状況、セキュリティパッチの履行状況等について、区が指定する打合せ時に報告すること。
- (7) 本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、区と受託者の協議により決定するものとする。

以上